



# いらなくなった紙、 シュレッダーします！

**簡単！安心！費用無料！**

町では、7月2日（月）から、町民の皆様がご不要になった書類などを、職員がご本人に代わってシュレッダーするサービスを開始します。シュレッダーした書類（紙ごみ）は、直接、資源化することができます。個人情報やプライバシーの関係でごみ集積所に出せないなど、紙ごみの処分でお困りの方がいらっしゃいましたら、ぜひ、このサービスをご利用ください。

## 【手続き】

### 1 対象者は？

- (1) 町内にお住まいの方
- (2) 町内のNPO法人やボランティア団体、これらに類する団体
- (3) 町長が適当と認める方

### 2 利用するには？

①川島町書類裁断代行事業利用申請書を提出してください。



②申請書には、紙の種類や大きさ、枚数、重量などを記入してもらいます。あらかじめ、計っておいてもらうと助かります。



③一度に利用できる量は、A4判用紙で1,500枚、45リットルのごみ袋1袋までです。



④申請書と書類（紙ごみ）を職員がお預かりします。



⑤職員が、裁断できないものを確認します。  
裁断できない書類は、次のものです。お返ししますので、

可燃ごみの日に出してください。

- ・色上質紙
  - ・窓つき封筒（ただし、グラシン紙でできたものは除きます。）
  - ・感熱紙のレシート類
  - ・圧着はがき
  - ・そのほか、裁断しても再利用することが困難な紙
- ※ 新聞紙や雑誌、紙パック、ダンボールは裁断できません。資源となる紙・布類の日に出してください。

### 3 裁断証明書

裁断が終わりましたら、川島町書類裁断代行事業裁断証明書を発行します。その場で裁断できないときは、後日、裁断証明書を郵送します。

## 【費用】

無料で裁断します。

## 【問合せ】

町民生活課ごみ減量化対策推進室  
電話 299-1734